

復興・再生に向けた行財政運営方針
及び
復興・創生に向けた行財政運営方針

取組状況の総括



令和2年7月
福島県行財政改革推進本部


**ふくしまから
はじめよう。《視点1》復興を支える財源の確保と財政健全性の確保**
基本的方向性**取組方針****復興財源の確保**

復興・創生を着実に進めていくため、長期的かつ安定的な財源の確保を図ります。

財政健全性の確保

非常に厳しい財政状況にあっても、必要な事業については適時適切に実施しながら、将来にわたる財政の健全性を確保していきます。

1 自主財源の確保**2 国からの復興財源確保****3 原子力損害賠償金の確保****4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査****1-(1) 財源捻出等による歳入確保****① 歳入の確保**

内部管理経費の節減や事務事業の見直しを行うとともに、県債や基金の活用等により歳入の確保に努めました。

	H24年度 (H25当初予算ベース)	H25年度 (H26当初予算ベース)	H26年度 (H27当初予算ベース)	H27年度 (H28当初予算ベース)	H28年度 (H29当初予算ベース)	H29年度 (H30当初予算ベース)	H30年度 (H31当初予算ベース)	R1年度 (R2当初予算ベース)
原子力災害等復興基金の活用	1,408億円	1,362億円	1,167億円	970億円	714億円	508億円	415億円	373億円
事務事業の抜本的な見直し等	46億円	17億円	29億円	18億円	12億円	10億円	10億円	10億円
県債の更なる活用	113億円	114億円	130億円	108億円	89億円	43億円	57億円	66億円

② 県有財産の活用

歳入確保を図るため、未利用財産の処分を進めるとともに、県有財産を有効活用した広告事業や行政財産の貸付を公募により行いました。

未利用財産処分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
件 数	9件	4件	12件	4件	6件	16件	10件	16件	77件
金 額	99百万円	208.3百万円	614.8百万円	95.8百万円	57.4百万円	125.2百万円	782百万円	542百万円	2,524.5百万円
広告事業	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
件 数	14件	14件	14件	15件	15件	13件	12件	12件	109件
金 額	14.1百万円	15.8百万円	23.5百万円	22.6百万円	22.4百万円	39.8百万円	37百万円	35百万円	210.2百万円
貸付事業	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
件 数	17件	19件	22件	89件	36件	4件	4件	4件	195件
金 額	20.5百万円	26.4百万円	29.2百万円	236.4百万円	92.5百万円	170.7百万円	143百万円	112百万円	830.7百万円
ネーミングライツ導入	件 数	金 額							
H25年度	1件	52.5百万円							
H28年度	1件	48.0百万円							

1-② 県税収入の確保

① 個人県民税徴収対策の実施

県税全体の未納繰越額の約7割を占める個人県民税について、賦課徴収権を有する各市町村との連携を深めるため、全県及び各地域で滞納整理推進会議を開催し、一部で特別徴収義務者の一斉指定を行うなど、各地域の実情を踏まえた個人県民税徴収対策を実施しました。

《市町村と協議の上直接徴収した個人住民税》

個人住民税	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
件数（件）	2,652	4,235	4,023	4,278	3,532	3,367	4,192	3,669	29,948
金額（千円）	69,083	107,523	95,120	112,062	97,377	95,915	123,567	107,086	807,733

2 国からの復興財源確保

① 震災復興特別交付税等の確保

国に対し、あらゆる機会を通じて、震災復興特別交付税をはじめ、震災からの復興・創生に必要な財源措置を求め、震災復興特別交付税について通常分とは別枠で確保されました。

震災復興特別交付税	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
金額（億円）	914	658	749	853	903	895	906	1,062	946	7,886

〔注〕平成24年度～令和元年度は交付決定ベース、令和2年度は当初予算ベース

② 「復興施策に係る意見交換会」及び「原子力災害からの福島復興再生協議会」における復興推進に必要な予算措置の要求

国に対し、本県の復興推進に必要な重点事項への予算措置を要求し、国の補正予算及び当初予算において財政措置されました。

意見交換会・協議会の開催実績	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
回数	3回	1回	2回	2回	2回	2回	2回	3回	17回

③ 継続的な財源措置

避難地域の帰還に向けた環境整備、長期避難者等の生活拠点の形成等を推進する「福島再生加速化交付金」について、十分な予算確保の継続を国に要望し、継続して財政措置されました。

福島再生加速化交付金	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
金額（億円）	512	1,088	1,056	1,012	807	828	890	791	6,984

〔注〕福島定住等緊急支援交付金及び長期避難者生活拠点形成交付金は、平成25年度補正予算において新設された福島再生加速化交付金に統合



2 国からの復興財源確保

④「復興・創生期間」における復興財源の確保

「復興・創生期間」（平成28年度～令和2年度）の復興財源について、あらゆる機会を捉えて本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

中間貯蔵施設の整備等に伴う影響を緩和するための生活再建策・地域振興策として、自由度の高い交付金を要望し、総額3,010億円の交付金が措置されました。

3 原子力損害賠償金の確保

① 原子力損害賠償金の請求

平成23年度から平成29年度までの一般会計分及び平成23年度から平成30年度までの公営企業会計分の損害を取りまとめ、東京電力に対して損害賠償請求を行い、また未賠償項目の一部についてADRセンターへ調停を申し立て、それぞれ一部支払いを受けました。

《原子力損害賠償額（累計）》

一般会計分		請求総額（円）	受領総額（円）
請求対象期間	請求日		
平成23年度	平成24年 7月 6日	6,324,994,195 円	5,728,182,667 円
平成23年度～平成24年度	平成25年10月31日	2,937,037,687 円	1,304,081,406 円
平成23年度～平成25年度	平成27年 4月22日	1,749,311,036 円	540,556,397 円
平成23年度～平成26年度	平成28年 5月25日	1,791,583,105 円	413,250,799 円
平成24年度～平成27年度	平成29年 4月25日	1,649,824,889 円	462,816,700 円
平成27年度～平成28年度	平成30年 5月16日	1,798,236,849 円	318,151,417 円
平成23年度～平成29年度	令和元年 6月13日	1,476,685,144 円	198,878,952 円
計		17,727,672,905 円	8,965,918,338 円

ADR申立分（一般会計）		申立額（円）	和解額（円）
対象期間	申立日		
平成23年度	平成28年4月27日	1,106,743,203 円	727,830,000 円
平成24年度～平成25年度	平成30年7月23日	1,151,285,734 円	1,002,000,000 円
計			1,729,830,000 円

一般会計（公共財物）分	請求総額（円）	受領総額（円）
平成31年2月14日請求分（避難指示区域内の土地）	3,098,840,444 円	3,098,840,444 円
計	3,098,840,444 円	3,098,840,444 円

公営企業会計分	請求総額（円）	受領総額（円）
平成23年度請求分	390,096,732 円	373,747,313 円
平成24年度請求分	5,227,725,526 円	5,095,575,450 円
平成25年度請求分	1,060,259,316 円	1,028,788,951 円
平成26年度請求分	3,821,323,847 円	3,728,170,589 円
平成27年度請求分	9,723,010,300 円	9,569,685,025 円
平成28年度請求分	9,465,290,073 円	9,367,935,643 円
平成29年度請求分	8,196,109,018 円	7,512,946,304 円
平成30年度請求分	2,954,583,605 円	2,764,727,050 円
令和元年度請求分	863,297,788 円	22,492,516 円
計	41,701,696,205 円	39,464,068,841 円

※1 公営企業会計は下水道事業、工業用水事業、病院事業の計（各年度とりまとめ毎に複数回請求しているため、当該年度分をまとめて記載している。）

※2 請求額及び受領額は令和2年3月31日現在



4 財政健全性の確保に向けた歳入・歳出両面からの徹底した精査

① 事務事業の見直し等

限られた財源を効果的に活用していくため、歳入・歳出両面からの徹底した精査を行いました。また、平成26年度に策定した「中期財政見通し」を踏まえ、中期的な視点に立った計画的な財政運営に努めました。

■ あらゆる手段により、財源捻出等による歳入確保や県税収入の確保に努めました。また、復興・創生を推進するための財源について、国に対して措置を求め、所要の財源を確保しました。さらに、東京電力に対して、原子力損害賠償金の請求を行い、一部について支払いを受けました。

■ 全ての事務事業について、必要性、優先度及び費用対効果の観点から十分検証を行うとともに、部局横断的な事業の構築と効果的・効率的な執行について徹底を図りながら、財政健全性の確保に努めました。

◆ 復興財源の確保

国が示した「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興・創生期間後(R3～)における体制・制度・財源が示された一方、本県特有の原子力災害については、帰還困難区域の解除に伴う帰還環境の整備など、復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題にきめ細かく対応する必要があることから、引き続き長期かつ安定的な財源の確保が必要です。

◆ 中期的な視点に立った財政運営

東日本大震災及び原子力災害からの復興財源はもとより、令和元年東日本台風による災害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症対応など、これまで以上に多様な財政需要が生じていることから、今後も財源不足が見込まれます。さらに、県税や地方交付税等の一般財源総額確保は予断を許さない状況となっています。

国からの復興財源の確保

引き続き国に対して、復興の途上である本県特有の事情等をあらゆる機会を捉えて訴えるとともに、復興・創生期間後も切れ目なく安心感をもって、新たな課題に対応できるように必要な財源の確保を強く求めていきます。

歳入・歳出両面からの徹底した精査

業務執行方法の改善による内部管理経費の節減や事業のスクラップ・アンド・ビルトの徹底等により歳出の精査に努めるとともに、各種県債・基金の有効活用を始め、県有財産の活用や使用料・手数料の適切な見直し等により歳入確保を図ります。



《視点2》復興を加速させる執行体制の強化

基本的方向性

新たな行政課題への的確な対応

新たな行政課題等に対して、引き続き全庁的かつ部局横断的に連携調整しながら迅速かつ的確に対応していきます。

行政需要に応じた執行体制の整備

短期的需要や長期的需要など様々な行政需要に対応するため、必要な人員の確保や職員の育成、アウトソーシングの推進に取り組むとともに、不斷に組織体制を点検しながら、効果的かつ効率的な業務執行体制を整備します。

県民やNPO、企業等と一体となった復興への取組

復興・創生に向けては、全ての力を結集し、取り組んでいく必要があることから、多様な主体との連携・協働を図る仕組みや体制づくりを進めるとともに、専門性の高い行政課題については外部人材の活用などに取り組みます。

取組方針



1 復興・創生を着実に進めるための体制整備



2 復興・創生に向けた人員の確保



3 復興・創生を担う人材の育成

4 多様な主体との協働の推進

1-(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備



① 組織改正

復興・創生の取組の中で生じる様々な行財政運営上の課題に迅速かつ的確に対応し、新たな復興の段階への道筋を確かなものにしていくため、次のとおり組織改正等を行いました。

《復興・創生に向けた主な組織改正》(○抜き数字は組織改正を行った年度)

- ㉔ 避難地域の帰還及び復興支援体制の強化
(企画調整部内に「避難地域復興局」、局内に「避難地域復興課」を新設)
- ㉔ 避難者等支援体制の強化(生活環境部内に「避難者支援課」を新設)
- ㉔ 再生可能エネルギー関連産業推進体制の強化(商工労働部に「再生可能エネルギー産業推進監」を新設)
- ㉕ 長期避難者等の生活拠点整備に向けた組織体制の強化(「生活拠点課」を新設)
- ㉕ 医療福祉機器関連産業集積に向けた推進体制の強化(産業創出課内に「医療関連産業集積推進室」を新設)
- ㉕ 環境放射線モニタリング体制の強化(原子力安全対策課内に「放射線監視室」を新設)
- ㉕ 県民健康調査体制の強化(健康管理調査室から「県民健康管理課」へ改編 ㉖「県民健康調査課」へ改称)
- ㉖ 浜通り出先機関の体制強化(相双農林事務所農村整備部の2課を3課体制へ改編等)
- ㉖ 復興公営住宅整備に向けた推進体制の強化(「復興住宅担当課長」を新設)
- ㉗ 複合災害の経験を踏まえた危機管理体制の強化(「危機管理部」を新設)
- ㉗ 子ども・子育て支援と青少年健全育成の総合的な推進体制の強化(保健福祉部内に「こども未来局」を新設)
- ㉗ 風評・風化対策の体制強化(総務部内に「風評・風化対策監」を新設)
- ㉘ ロボット関連拠点の整備に向けた体制強化(産業創出課内に「ロボット産業推進室」を新設)
- ㉙ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた推進体制の強化
(文化スポーツ局内に「東京オリンピック・パラリンピック担当課長」を新設)

1-(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備

① 組織改正

- ㉙ 福島イノベーション・コスト構想の推進体制の強化(企画調整部内に「国際研究産業都市推進監」を新設)
- ㉙ 双葉警察署が平成29年3月30日に本署機能を本庁舎(富岡町)に移転
- ㉙ 双葉郡(富岡町)出先機関の帰還
(ふたば復興事務所、富岡林業指導所及び富岡土木事務所が平成29年4月1日から富岡合同庁舎で業務を再開)
- ㉚ 福島イノベーション・コスト構想の推進体制の強化(企画調整課内に「福島イノベーション・コスト構想推進室」を新設、「国際研究産業都市推進監」を「福島イノベーション・コスト構想推進監」に改称)
- ㉚ 東京オリンピック・パラリンピックに向けた推進体制の強化(スポーツ課内に「オリンピック・パラリンピック推進室」を新設)
- ㉚ 双葉地域における二次救急医療の確保(病院局に「ふたば医療センター」を新設)
- ㉚ 双葉郡(富岡町)出先機関の帰還(双葉農業普及所については、平成30年4月から富岡町で業務を再開(川内村駐在は廃止))
- ① JR只見線全線再開に向けた推進体制の強化(生活交通課内に「只見線再開準備室」を新設)
- ① 地域包括ケアシステムと健康づくりの一体的な推進体制の強化等(健康増進課を「健康づくり推進課」に改編、介護保険室を廃止)
- ① ロボット関連産業等の育成・集積に向けた推進体制の強化(福島ロボットテストフィールド研究棟内に「ハイテクプラザ南相馬技術支援センター」を7月に新設)
- ① 小名浜道路整備に向けた推進体制の強化(いわき建設事務所復旧・復興部内に「小名浜道路課」を新設)
- ② 福島イノベーション・コスト構想の推進体制の強化(福島イノベーション・コスト構想推進室を廃止し、福島イノベーション・コスト構想推進課を新設)

主な取組と実績

② 新生ふくしま復興本部会議の運営

「新生ふくしま復興推進本部」(H25.3.11設置)の下、全庁一丸となって復興・創生を推進するとともに、スピード感を持って確実に“新生ふくしま”的実現に取り組みました。

- 平成25年度開催実績 17回 《主な取組状況》
 - 国の予算要求(「復興再生に向けた要望」や「平成26年度国の予算要求に向けた取組」)を決定
 - 復興特区等の活用について、「農林水産業特区」「ふくしま産業復興投資促進特区」の変更申請を決定
 - 医療・再エネ関連産業の集積について「医療関連産業の集積加速化に向けた新たな支援パッケージ」、「福島空港メガソーラー事業」を決定
- 平成26年度開催実績 18回 《主な取組状況》
 - 複雑化する課題に対応するため、新たに復興対策推進プロジェクトチームを設置し総合的に検討
 - 福島イノベーション・コスト構想の推進に向けて、市町村と連携した会議を立ち上げ、具体化を検討
 - 避難地域の復興を加速に向け、福島特措法に関する緊急要望を実施(平成27年2月改正法案を閣議決定)
- 平成27年度開催実績 12回 《主な取組状況》
 - 「第3次復興計画」を改定(避難地域等復興加速化、新産業創造、風評・風化対策を新規に追加)
 - 部局横断的に風評・風化対策プロジェクトチームを設置し、「風評・風化対策強化戦略」を策定
 - 福島イノベーション・コスト構想各検討分科会(エネルギー関連産業、農林水産分野)の第1次取りまとめ
- 平成28年度開催実績 15回 《主な取組状況》
 - 「風評・風化対策強化戦略」(第2版)を策定
 - 福島イノベーション・コスト構想の推進強化
 - 福島復興再生特別措置法改正に関する要望 など
- 平成29年度開催実績 15回 《主な取組状況》
 - 福島復興再生基本方針に対する県知事意見
 - 特定復興再生拠点区域復興再生計画協議への回答 など
- 平成30年度開催実績 8回 《主な取組状況》
 - 「風評・風化対策強化戦略」(第3版)策定
 - 令和元年度国の予算に向けた取組
 - 再生可能エネルギー先駆けの地アクションプラン(第3期)策定 など

1-(1) 連携による業務執行と柔軟な組織体制の整備

② 新生ふくしま復興本部会議の運営

- 令和元年度開催実績 8回 《主な取組状況》
- 令和2年度国との予算に向けた取組
- 「風評・風化対策強化戦略」（第4版）策定

③ 福島イノベーション・コスト構想の推進

福島復興再生特別措置法の改正を受けて、「福島イノベーション・コスト構想推進本部」を立ち上げ、構想の推進に全庁一丸となって取り組みました。

また、「福島イノベーション・コスト構想推進機構」を設立、公益財団法人化するとともに、令和2年度から新たに受託する「東日本大震災・原子力災害伝承館」指定管理業務の対応に向けて、体制強化を図りました。

- 平成29年度開催実績 7回 《主な取組状況》
- 一般財団法人福島イノベーション・コスト構想推進機構の設立
- 福島復興再生特別措置法に基づく重点推進計画の決定 など

- 平成30年度開催実績 3回 《主な取組状況》
- 福島イノベーション・コスト構想推進関連予算要望
- 平成30年度の福島イノベーション・コスト構想の取組報告 など

- 令和元年度開催実績 5回 《主な取組状況》
- 産業発展の青写真の策定
- 重点推進計画の変更 など

1-(2) アウトソーシングの推進

① 公共事業等における発注者支援業務等の外部委託の活用

復旧・復興事業など膨大な量の高度な技術力を有する事業を監理するため、発注者支援業務委託やCM（コンストラクションマネジメント）業務委託を活用し、設計図書の作成や現場監督の一部を委託しました。

		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
発注者支援業務委託	(工事)	9件	44件	47件	55件	64件	60件	61件	65件
	(除染)	6件	15件	17件	19件	13件	11件	1件	2件
CM（コンストラクションマネジメント）業務委託	—	4件	6件	10件	17件	19件	21件	23件	

② 業務執行体制の効率化に向けたより一層のアウトソーシングの推進

復興・創生に向け、増大する業務に対応するため、定型的業務などの外部委託等を行い効率化を図りました。

- ・農林水産物の放射線モニタリングの検体採取、運搬搬入等
- ・補助金の申請受付、審査業務等
- ・福島県復興公営住宅の入居募集から選定までの業務
- ・民間借上げ住宅の家賃等支払業務等
- ・出納整理期間における支出調書等受付、審査補助業務等
- ・指定難病医療費受給申請書の受付・審査等

2-(1) 必要な人員の確保と重点的配置

① 必要な人員の確保

正規職員や任期付職員の採用を行ったほか、他県等や国の独立行政法人等からの職員受入れなど、多様な方策により必要な人員を確保し、適正な配置に努めました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
正規職員（知事部局）	5,134人	5,187人	5,260人	5,285人	5,293人	5,263人	5,288人	5,269人	5,231人
任期付職員（知事部局）	106人	194人	269人	259人	271人	259人	256人	239人	242人
他県等応援職員（団体）	230人(40)	220人(44)	215人(43)	199人(39)	181人(39)	153人(38)	141人(38)	141人(38)	103人(31)
民間企業派遣職員（法人数）	0人	1人(1)	10人(5)	14人(8)	12人(9)	9人(7)	12人(10)	16人(14)	8人(7)

〔注〕各年度4月1日現在の人数。他県等応援職員及び民間企業派遣職員は各年度の派遣決定数。

② 必要な人員の確保（教育委員会）

大震災で被災した児童生徒等の心のケアのため、県内の中学校等にスクールカウンセラーを配置するなど必要な人員の確保を図りました。

また、教職員の加配を国へ要求し、県内外に避難している児童生徒を始めとする被災した児童生徒の心のケアや学習支援に必要な教員の確保を図りました。

	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	〔注〕各年度4月1日現在の数値
サテライト校等への教員加配	6名	22名	33名	34名	34名	29名	29名	
スクールカウンセラー配置	427校	431校	446校	442校	443校	441校	436校	
教職員の加配	504名	501名	491名	491名	491名	491名	483名	

③ 必要な人員の確保（警察本部）

震災対応として認められた警察官の期限付き増員について、即戦力をもって対応するため、他都道府県警察及び皇宮警察から多くの特別出向者を受け入れました。

また、震災後の社会及び治安情勢の変化に対応するため、災害対策課特別警ら隊、双方部及びいわき方部の警察署等に必要な人員を配置しました。

2-(2) 人員確保に係る国への要望

① 国や全国の都道府県等に対する人員確保等に係る要請の実施

国に対し、復興に向けた人員確保についての要望（国や独立行政法人からの中長期的な職員派遣、職員受入経費等の震災復興特別交付税での措置）を行いました。

また、全国の都道府県等に対して、引き続きの職員派遣の要請を、各団体を訪問して行いました。

2-(3) 職員採用の見直し

① 職員採用試験の見直し等

復興・創生を担う有為な人材を確保するため、受験年齢の上限引き上げなど受験資格の見直しを図ったほか、東京都での1次試験の実施や筆記試験の出題数の削減など、様々な見直しを図りました。

③ー(1) 職員研修の充実

① 新採用職員の育成

新採用職員一人一人に、相談相手となる先輩職員をサポート職員として配置し、業務や職場生活全般に関してマンツーマンで相談に応じる「新採用職員サポート制度」を実施し、また、その円滑な運用を図るため、サポート職員への研修会を開催しました。

② 専門性を有する技術職員の育成（土木職・農林土木技術職員）の育成

復旧・復興業務へ対応した専門分野の知識・技術の取得を目的として、土木及び農林技術職員に対する専門研修等を実施するとともに、任期付職員や自治法派遣職員を対象とした研修も実施しました。

また、業務の記録や情報共有を目的として業務発表会を開催しました。

③ 職員のメンタルヘルスケアを含む健康管理

職員の心と身体の健康を守るために、健康相談窓口において各種相談に対応するとともに、メンタルヘルスケアに関する研修会を実施しました。

③ー(2) 専門性を持った人材の育成

① 民間企業や大学院等への派遣研修

専門性を持った人材を育成するため、職員を民間企業や大学院等へ派遣しました。

- ・民間企業や大学院等への派遣研修 (H24～R2) 14社等 延べ62人

② 環境の回復・創造に向けた人材育成

環境創造センター中長期取組方針に基づき、環境の回復・創造のための総合的な拠点としての役割を担う環境創造センターを平成28年7月に全施設供用開始し、専門家等と連携した教育・研修事業を実施するなど、環境の回復・創造に向けた人材育成に取り組みました。

③ー(3) 組織目標の明確化と人事評価制度の運用

① 人事評価制度の運用

各所属において組織目標を設定し各職員の職位・業務に応じた業績等を評価する「新たな人事評価制度」を平成28年10月から導入しました。

また、円滑を運用を図るため、評価者を対象とした研修会等を開催しました。

4ー(1) 協働を推進し、持続する仕組みや体制づくり

① 民間企業等との包括連携協定

包括連携協定を締結した企業（吉本興業(株)、第一生命保険(株)、KDDI(株)など）との連携をより強化し、震災からの復興や地域の活性化、県民サービスの向上を図りました。

- ・企業等との包括連携協定 21社 (R2.4.1現在)

② 地域活動団体等と一体となった地域づくり

NPO等の地域活動団体が主体となる、震災からの復興支援や被災者支援の取組に対して補助金を交付し、きずなの維持・再生に向けた地域づくりを継続して支援しました。

また、地域活動団体等の自立的かつ継続的な活動を支援するため、財務会計や資金調達などのマネジメント等の講習会を県内複数箇所で実施しました。

4-(2) 専門的な知識を持つた人材の活用

① 外部専門家の活用

- 外部専門家をアドバイザーに委嘱するなど、専門的知識を有する人材の活用を図りました。

- ・原子力対策監、原子力総括専門員、原子力専門員、
「放射線と健康」アドバイザリーグループ、Jヴィレッジ復興センター
福島クリエイティブディレクター、地域産業復興・創生アドバイザー など

- 審査会や検討委員会、研究会等において専門家等から助言等をいただきました。

- ・県民健康調査検討委員会、甲状腺検査評価部会、産業廃棄物施設課題検討会
環境創造センター運営戦略会議、環境創造センター県民委員会 など

② IAEA等との連携

本県の環境回復に向けて、世界の英知を結集して取り組むため、国際原子力機関（IAEA）の専門家を招聘し、協力プロジェクトを実施しました。

また、日本原子力研究開発機構（JAEC）及び国立環境研究所（NIES）と連携し、放射線の基礎知識や原子力災害に関する講座を開催するとともに、放射線に関する知識の普及や理解の促進を目的とするワークショップを実施しました。

■ 東日本大震災及び原子力災害からの復興・創生に向け、本県が直面する課題に迅速かつ的確に対応するため、部局や課室の新設など必要な組織改正等を行いました。

また、新生ふくしま復興推進本部会議を設置し、国への要望事項の調整・決定、福島イノベーション・コスト構想の進行管理及び風評風化対策強化戦略の策定など、全庁的な重要事項をスピード感を持って協議、決定しました。

■ 復興・創生を支える必要な人員について、正規職員や任期付職員の採用、他県等や国の独立行政法人等の職員の受け入れなど、多様な方策により確保し、適正配置に努めるとともに、職員の育成を図りました。

◆ 復興・創生期間における課題への対応

浜通りの産業の復興を担う「福島イノベーション・コスト構想」について、福島復興再生特別措置法の改正を踏まえ、実現に向けた取組を更に進めていく必要があります。

根強い風評、急速に進む風化という二つの逆風に対抗し、福島県の正確な姿がより効果的に伝わるよう、全庁で様々な手段を講じていく必要があります。

◆ 復興・創生を担う人員の確保等

復興・創生に係る事業の進捗状況や中長期的な行政需要等を踏まえ、引き続き必要な人員を確保するとともに、職員の能力や意識の向上を図っていくことが重要です。

人員確保以外にも、民間委託の活用、既存事業の見直しや事務の簡素・効率化等に引き続き取り組むとともに、企業等との連携や外部有識者の活用等を更に進める必要があります。

復興・創生の実現に向けた業務執行体制の整備

- 変化する行政課題に対して、引き続き全庁的かつ部局横断的に連携調整しながら迅速かつ柔軟に対応していきます。
- 短期的需要や長期的需要のバランスを考慮しながら、必要な人員の確保や職員の育成に取り組むとともに、不断に組織体制を点検しながら、効果的かつ効率的な業務執行体制を整備します。
- 多様な主体との連携・協働、アウトソーシングや外部人材の活用等を推進します。



《視点3》復興を進める市町村との連携強化

基本的方向性

市町村と一体となった復興への取組

帰還困難区域等の復興・再生を目指す地域、避難指示解除により復興のスタートラインに立った地域など、避難指示の解除の状況、住民帰還の進捗等に伴い、市町村における復興のステージがそれぞれ異なるため、当面する様々な行政課題に連携して取り組みます。

市町村における執行体制等の強化

復興・創生に係る事業や複雑・多様化する課題へ対応するため、必要な人員の確保など市町村の執行体制等の強化に連携して取り組みます。

市町村における復興財源と財政の健全性の確保

復興・に係る事業が確実に成し遂げられるよう、長期的かつ安定的で十分な財源の確保を図るとともに、自主財源の状況にも十分配慮しながら、将来にわたり財政の健全性を確保していきます。

取組方針

1 復興・再生に当たっての課題解決に向けた連携

2 市町村の行政運営に対する人的支援等

3 復興・創生に向けた取組に対する支援の充実強化

4 市町村の財政運営に対する支援

1-(1) 課題解決に向けた市町村との連携

① 市町村が抱える課題の解決に向けた積極的な支援

市町村が自立した行政運営を行えるよう、市町村の課題を的確に把握しながら、専門分野を中心にこれまでよりも積極的な支援を行い、市町村を下支えすることが求められているため、県の支援策を市町村がそれぞれの実情に応じて活用できるよう、既存のものも含めて分野別や支援形態別にメニュー化し、令和2年3月に「市町村支援プログラム」として策定しました。

また、市町村支援プログラムの進行管理を行うため、福島県行財政改革推進本部に「市町村支援推進部会」を設置しました。

② 県と国の協働体制による市町村との協議等

原子力災害により避難地域等となっている市町村の帰還に向けて、市町村の要望・課題に対して迅速に対応し、解決を図るために、県、国でチームを組み、協働体制を取りながら、各市町村を訪問し協議を実施しました（国、県、市町村のいわゆる『3人4脚』の連携体制）。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
市町村訪問による協議等	24回	63回	80回	52回	51回	81回	57回	39回	447回

③ 長期避難者の生活拠点整備実現に向けた協議

長期避難者等が避難生活を安心して送ることができるよう、受入市町村ごとに避難元市町村との個別協議を通じて、復興公営住宅の整備箇所、関連施設及び関連基盤整備の合意形成を図り、生活拠点形成を進めました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
受入自治体ごとの個別協議	10回	28回	14回	4回	0回	0回	0回	0回	56回

※復興公営住宅や関連基盤等の整備が概ね進んだため平成28年度以降は「個別協議」を実施しておりません。

1-(2) 復興のステージに応じた課題の解決

① 避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制

将来像提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行うため、「福島12市町村将来像提言フォローアップ会議」及び「福島12市町村の将来像に関する有識者検討会」を実施し、国・県・市町村が連携して課題解決に向けた協議を実施しました。

また、避難12市町村の広域連携について協議するため、平成27年度までに準備会議を開催し、平成28年度からは広域連携検討会及び幹事会を実施しました。

避難地域市町村の今後の課題解決に向けた体制づくり	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
福島12市町村将来像に関する有識者検討会	4回	7回	2回	1回	1回	1回
福島12市町村将来像提言フォローアップ会議	—	2回	1回	1回	1回	1回
避難地域12市町村等をメンバーとする準備会議 (平成28年度からは「避難地域12市町村等をメンバーとする広域連携検討会・幹事会」へ移行)	—	2回	—	—	—	—
避難地域12市町村等をメンバーとする広域連携検討会 同幹事会	—	—	2回 2回	1回 2回	— 2回	— 2回

② 被災市町村職員確保のための協議等

復興・再生業務が増大する中、不足する職員の確保対策についての協議の場として、被災市町村職員確保対策等連絡会議を開催しました。

また、被災市町村における職員確保の課題を把握するため、全国の市区町村に職員派遣を要請している市町村に対してヒアリングを実施しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
市町村職員確保のための協議等	3回	3回	2回	1回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	17回

2-(1) 県から市町村に対する職員派遣等

① 市町村駐在職員の配置

避難指示区域等の11市町村に常駐の駐在員を配置し、関係地方振興局等に配置した担当者と連携し、支援を行い、市町村の課題・要望に対して県・国との連絡調整を図りました。

2-(1) 県から市町村に対する職員派遣等

② 被災市町村の人員確保に向けた支援

被災市町村における職員確保対策を協議する被災市町村職員確保対策等連絡会議において、任期付職員、再任用職員、臨時・非常勤職員の採用、他の地方公共団体への継続派遣要請など人員確保について助言を行いました。

また、地方自治体OB職員等の活用を図るため、県及び県内市町村OB職員並びに他県OB職員等の情報提供等を行いました。

取組	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
市町村職員確保のための協議等【再掲】	3回	3回	2回	1回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	2回 個別聴取	17回
復興庁スキームによるマッチング	—	—	66名	72名	45名	—	—	—	183名
県OB職員採用数 (任期付職員を含む)	—	—	1名	4名	5名	3名	3名	1名	17名
県内市町村OB職員採用数	—	—	3名	6名	5名	3名	2名	2名	21名
他県OB職員採用数 (任期付職員を含む)	—	—	—	—	—	—	2名	2名	4名

③ 被災市町村採用試験等の合同説明会の実施

県・市長会・町村会と連携して被災市町村職員採用試験の合同説明会を東京都等で開催し、被災市町村が職員を採用しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
職員採用数 (任期付職員を含む)	—	4名	2名	10名	33名	34名	5名	17名	105名

④ 県職員の派遣

復興・創生の支援等を行うため、市町村等からの派遣要請により県職員を派遣しました。

年度	派遣数（派遣先）
平成27年度	33名（22市町村 1市町村圏組合）
平成28年度	36名（24市町村 1市町村圏組合）
平成29年度	37名（25市町村 1市町村圏組合）
平成30年度	55名（25市町村 1市町村圏組合）
令和元年度	48名（23市町村 1市町村圏組合）
令和2年度	44名（21市町村 1市町村圏組合）

※派遣人数は自治法派遣職員及び相互人事交流職員の合計

また、令和元年東日本台風の被災市町村における災害対応業務（避難所支援、罹災証明書発行、災害復旧等）を支援するため、市町村等からの派遣要請により、13市町村へ延べ3,324名の県職員を派遣しました。

⑤ 県任期付職員の派遣

県が任期付職員を採用し被災市町村へ派遣しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計 (延べ人数)
任期付派遣職員数	—	29名	29名	38名	38名	36名	39名	36名	28名	273名

〔注〕H26からR2までの派遣人数は、H25からR1までの採用更新者を含む。※各年度とも4月1日現在。

2-(2) 国や全国市町村等への職員派遣要請

① 他の地方公共団体等からの職員派遣

国に対し、総務省を通じた他の地方公共団体からの支援に加え、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援の要請を行いました。

また、被災3県合同で被災市町村長等とともに、全国の都道府県や市長会、町村会などを訪問し、職員派遣の要請活動を行いました。

年度	要請数	決定数	充足率
平成25年度	295人	250人	84.7%
平成26年度	294人	276人	93.9%
平成27年度	338人	310人	91.7%
平成28年度	305人	290人	95.1%
平成29年度	281人	266人	94.7%
平成30年度	248人	247人	99.6%
令和元年度	232人	229人	98.7%
令和2年度	207人	203人	98.1%

※平成25年度から令和元年度は実績。令和2年度は4月1日現在。

このほか、令和元年東日本台風の被災市町村における災害対応業務（避難所支援、罹災証明書発行、災害復旧等）を支援するため、総務省の被災市町村応援職員確保システムや中長期の職員派遣スキームを活用し、県外自治体から職員の派遣を受けました。

- ・県外10自治体から8市町へ延べ3,614名を派遣 ※応援職員確保システム
- ・県外7自治体から4市へ計12名を派遣 ※中長期職員派遣スキーム

3-(1) 計画策定への対応

① 市町村の各種計画策定に当たっての県職員の参画等

県職員が市町村の各種計画策定に参画し、助言や意見調整等の支援を行いました。

市町村人口ビジョン・総合戦略の策定に当たり、担当者会議や意見交換会、市町村訪問等を行って支援・助言しました。

市町村の地方創生交付金事業計画の策定に当たり、担当者意見交換会を行い、支援・助言を行いました。

避難指示区域等にある市町村の復興計画策定に当たり、県職員が委員会の委員、オブザーバー、事務局等として参画し助言を行いました。

「福島12市町村の将来像（主体：国・県・市町村）」策定に当たり、県と市町村の検討会を開催し協議を行い、また、有識者検討会等において、国・市町村と意見交換を行いました。

帰還困難区域における特定復興再生拠点区域復興再生計画の作成に当たり、関係部局が連携し、地元自治体、国との調整を進めました。

市町村国土利用計画の策定・改定に向けて、県関係機関の意見調整を行うなどの支援を行いました。

米の作付制限等の以下の項目の方針策定に当たり、国や対象市町村と密接な連携を図り、区域設定を行いました。

・作付制限、農地保全・試験栽培、作付再開準備、全量生産出荷管理

園芸品目の出荷制限解除に向けて、市町村と連携し、品目に応じた対策を検討しながら、解除後の出荷管理体制を含めた解除計画を策定しました。

避難指示解除が進む中で、今後の地域公共交通ネットワーク構築の体制づくりに向けた検討会協議会等を開催し、避難地域広域公共交通網形成計画を策定しました。

3-(2) 事業執行への対応

① 災害復旧事業への支援（農地、農業用施設等）

農地や農業用施設の災害復旧に当たり、高度な技術を必要とする工事等を県営事業として実施しました。

また、農地及び農業用施設等の災害復旧事業における現地調査や災害査定設計書作成に係る支援を行いました。

《県営事業実施状況》（令和元年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
273箇所	224箇所	109箇所

《団体営（市町村）事業実施状況》（令和元年度まで）

事業計画箇所数	発注済	完了
1,842箇所	1,757箇所	1,726箇所

《県営事業実施状況（東日本台風関連）》（令和元年度）

事業計画箇所数	発注済	完了
273箇所	224箇所	109箇所

② 災害復旧事業への支援（公共土木施設等）

「東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律」に基づき、市町村からの要請に応じ、市町村所管施設の災害復旧工事の代行を行いました。

また、市町村とより一層連携し、スピード感を持って防災緑地や街路の整備を行うなど、復興まちづくりの推進に努めました。

③ 復興公営住宅の整備

長期避難者等の生活拠点整備に向け、避難市町村等の意向を踏まえ、復興公営住宅の整備を進めました。

R2.3.31現在

	福島市	会津若松市	郡山市	いわき市	白河市	二本松市	田村市	南相馬市	
計画戸数	475戸	134戸	570戸	1744戸	40戸	346戸	18戸	927戸	
完成戸数	475戸	134戸	570戸	1672戸	40戸	346戸	18戸	927戸	
	本宮市	桑折町	川俣町	大玉村	三春町	川内村	広野町	地区未定	合 計
計画戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	51戸	4,890戸
完成戸数	61戸	64戸	120戸	59戸	198戸	25戸	58戸	0戸	4,767戸

④ 農林水産物のモニタリング検査等における連携

市町村や関係団体等と連携して農林水産物のモニタリング検査等を実施しました。

モニタリング検査等実績	H24年産米	H25年産米	H26年産米	H27年産米	H28年産米	H29年産米	H30年産米	R1年産米	合 計
米（全量全袋）	1,035万件	1,101万件	1,101万件	1,050万件	1,027万件	998万件	925万件	940万件	8,177万件
モニタリング検査等実績	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合 計
園芸品目	13,287件	5,806件	5,846件	4,585件	3,779件	2,855件	2,455件	2,180件	40,793件

⑤ 常磐自動車道の追加ICの実現に向けた連携

避難指示区域における常磐自動車道の追加ICの実現に向け、設置要望市町村、県、国等で連携を図り、大熊町及び双葉町のIC並びに南相馬市のスマートICの設置が許可されました。

- ・追加IC等の設置許可 3カ所（大熊IC : H31.3供用開始、常磐双葉IC : R2.3供用開始、小高スマートIC（仮称） : R1.9連結許可（事業化））

3-(2) 事業執行への対応

⑥ 復興支援員の配置

市町村が取り組む復興・まちづくり事業の支援、避難者・帰還者の相談等に対応するため、県内外に復興支援員を配置しました。

また、平成27年度から復興支援員の活動支援及び双葉地域を拠点とする復興支援活動等を行うため、帰還促進事業具現化支援や教育環境整備等に従事する復興支援専門員を配置しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
復興支援員	一	3名	41名	57名	56名	48名	48名	50名	303名
復興支援専門員	一	一	一	8名	12名	16名	14名	15名	65名

⑦ 医療体制の充実に向けた連携

二次救急医療を始めとする双葉郡に必要な医療を確保して、「3つの安心」（①避難住民が安心して戻れる ②作業員等が安心して働く ③企業等が安心して進出できる）を医療面から支えるため、「ふたば医療センター附属病院」を富岡町に開設しました。

また、「ふたば復興診療所（ふたばリカーレ）」を、平成30年4月からふたば医療センター附属の診療所とし、附属病院と一体的に安定した運営に取り組んでいます。

⑧ JR只見線復旧に向けた連携

JR只見線の復旧に向けて、会津地方の17市町村等を構成員とする福島県JR只見線復興推進会議（会長：福島県知事）において、只見線復旧復興基金寄附金の募集を行いました。

- | | |
|-------------|------------------------|
| ・寄附金総額 | 238,405,654円（令和元年度末まで） |
| ・只見線応援団の会員数 | 63,052名（令和2年3月31日現在） |

また、第2回推進会議（H29.3.27）において、会津川口・只見間を上下分離方式により鉄道復旧させることとする方針を決定するとともに、沿線自治体等で構成する只見線利活用推進協議会を令和元年度に設置し関係団体の連携を強化の上、平成29年度に策定した只見線利活用計画に基づき利用者増に向けて取り組みました。

⑨ 埋蔵文化財発掘、文化財救援活動支援

復興事業に対応するため、南相馬市に駐在職員を配置し、発掘調査体制の強化を図りました。

また、避難区域内に所在する歴史資料館等の文化財を救援し、福島県文化財センター白河館の仮保管施設において、安定した環境下で保管しています。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
埋蔵文化財発掘調査専門職配置数	11名	18名	17名	16名	16名	17名	17名	13名	10名

※H24～H30は文化財専門職の職員数、R1～R2は文化財専門職のうち埋蔵文化財発掘調査担当の職員数。

③一(3) 権限移譲の推進

① オーダーメイド権限移譲

住民に身近な市町村が主体的に地域づくりに取り組むことができるよう、市町村の希望に応じた「オーダーメイド権限移譲」に取り組みました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
市町村数	22	16	17	17	19	31	32	37	40
法令数 (事務数)	10法令 (221事務)	17法令 (350事務)	18法令 (356事務)	19法令 (393事務)	19法令 (388事務)	19法令 (388事務)	20法令 (440事務)	20法令 (440事務)	20法令 (440事務)
※ 累計値									

③一(4) 市町村サポート体制の強化

① 市町村における人材育成への支援

市町村職員の資質向上に資するため「うつくしま、ふくしま相互人事交流要綱」に基づく人事交流や「福島県市町村職員の実務研修に関する要綱」に基づき市町村からの実務研修生を受け入れました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度
人事交流	6名	7名	11名	12名	11名	12名	15名	17名	16名
実務研修生	8名	8名	11名	18名	14名	15名	16名	17名	14名

② 市町村における広域連携への支援

「福島県市町村行政支援プラン」に基づき、自主的・主体的な広域連携に取り組む市町村等で構成する協議会等へ参加し、先進事例等の情報提供と助言を行うとともに、以下の団体に対して人的支援等を行っています。

- ・県内における定住自立圏 3圏域
- ・県内における連携中枢都市圏 1圏域
- ・奥会津5町村活性化協議会 県職員駐在1名（令和2年4月1日現在）
- ・双葉地方広域市町村圏組合 県職員派遣2名（令和2年4月1日現在）

③ 被災市町村の復興支援窓口の一元化

被災市町村の復興支援のため、窓口を新生ふくしま復興推進本部総括班に一元化し、避難地域12市町村は避難地域復興局、避難地域以外の市町村は市町村行政課で情報把握、要望対応、対応策の検討及び対応状況の進行管理まで一貫して対応しています。

4ー(1) 復興財源の確保

① 「復興・創生期間」における復興財源の確保【再掲】

「復興・創生期間」（平成28年度～平成32年度）の復興財源について、あらゆる機会を捉えて原子力災害の影響が広範囲かつ長期に及ぶ本県の実情を訴え、必要な財源の確保に取り組みました。

4-(1) 復興財源の確保

② 震災復興特別交付税等の確保

復興財源の確保のため、震災復興特別交付税の算定のほか、市町村の復興財源の確保を図るため、財政支援について国に対して強く要望しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	合計
震災復興特別交付税等 (市町村分)	553億円	597億円	572億円	583億円	467億円	544億円	479億円	462億円	4,257億円

※H25年度の実績は市町村復興支援交付金（津波被災住宅再建事業分）103億円を含む。

③ 復興交付金等の拡充

復興交付金については、効果促進事業の全額国費負担の継続と、一括配分の対象事業の追加及び被災自治体の創意工夫による復興事業が迅速かつ確実に実施できるよう柔軟な運用を図ることを国に対して要望しました。

また中間貯蔵施設に関して、大熊町、双葉町が行う地権者支援を始め、地域振興に必要な様々な課題に迅速に対応できるよう交付金を交付しました。

	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	合計
復興交付金		5,918億円	3,638億円	3,173億円	1,477億円	525億円	805億円	573億円	113億円	1兆6,222億円
中間貯蔵施設設立地 町地域振興交付金	—	—	50億円	50億円	50億円	—	—	—	—	150億円

〔注〕各年度の国予算措置額

4-(2) 原子力損害賠償の円滑な請求

① 原子力損害賠償の円滑な請求に向けた支援

4半期に1度、市町村の請求及び支払額の把握を行うとともに、市町村への訪問や会議を開催し、各市町村が抱える課題等の把握に努めるなど、市町村の賠償請求等が円滑に進むよう、県と市町村が一体となって取り組みました。

4-(3) 財政健全性の確保

① 市町村の財政運営への助言等

市町村の財政健全性の確保のため、市町村の財政運営に対する助言等を行うとともに、市町村が自主的に行う財政計画の策定等への助言を行いました。

■ 被災市町村の復興・創生に向けて、様々な場での協議を重ね、長期避難者への生活拠点の形成、被災市町村間の広域連携及び職員確保などの課題を共有し、解決に向け連携して取り組みました。

また、事業執行への支援については、市町村の計画策定支援や復興支援員の配置といった人的支援の取組から、復興公営住宅の整備やふたば医療センター附属病院、復興診療所（ふたばリカーレ）の開所などのハード整備まで幅広に対応しました。

■ 復興特別交付税や復興交付金について、被災市町村が復興・創生の取組を継続して進めることができるよう、財源の確保をあらゆる機会を通じて国に要望しました。

原子力損害について、市町村の状況の把握や課題を踏まえた意見交換等を行い、市町村の損害賠償が円滑に進むよう連携して取り組みました。

◆ 多様な行政課題と職員不足

被災市町村においては、単独では解決が困難な行政課題を抱えており、また、本格復興の推進等により増大する復興・再生業務等の執行に必要な職員が不足しています。

◆ 中長期的な財源不足と財政健全性の確保

復興・創生期間中（～R2）及び同期間終了後（R3～）において、復興等に係る膨大な事業量に見合う財源の不足が見込まれます。

また、将来にわたり財政の健全性の確保を図る必要があります。

課題解決に向けた連携と人的支援

被災市町村が抱える様々な行政課題の解決に向けて一層の連携を図るとともに、職員の確保については、県任期付職員の派遣を始め、全国自治体への職員派遣要請、被災市町村職員の採用支援などにより、引き続き、関係機関と連携しながら支援に取り組みます。

復興財源の確保と健全な財政運営

市町村負担の極小化に向け、引き続き、国に対して、あらゆる機会を捉え、震災復興特別交付税措置等、必要な財源確保を強く求めるとともに、財政健全性の確保のため、財政運営に対する助言等を行います。



《視点4》復興に向けた効果的な情報発信

基本的方向性

取組方針

正確でわかりやすい情報発信

復興の状況や復興に向けた取組、県民の安全・安心に関する情報、県民生活に係る各種制度等について、県内外及び海外に正しく伝えるため、様々な媒体を活用し、分かりやすく、効果的な情報発信を行います。

共感と応援の輪の拡大に向けた伝わる情報発信

本県への関心も向上させ、共感・応援いただける方を増やし、本県に対する理解を深めていただくため、放射線測定結果の公表や各種モニタリング等を実施した上で、ターゲットを明確にし、市町村。他都道府県・国・民間企業等との連携強化のもとに情報発信に取り組みます。



1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信



2 ターゲットの明確化と連携強化による伝わる情報発信

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信



① 風評・風化対策強化戦略に基づく部局連携による情報発信

風評・風化対策強化戦略に基づき、部局連携と様々な共働による取組等により、本県の魅力や復興の現状などについて、統一感をもって情報発信しました。

<福島県風評・風化対策強化戦略【第3版】>

目指す姿

令和2年度までに目指すべき姿として、「新たな復興のステージへ向かう“ふくしま”（ふくしまの新たなイメージの創出、ふくしまブランドの再生・構築）」を定めました。

対策強化の方向性

「現状・現場の声・課題」から導き出した「ターゲットを意識」、「届く、伝わる発信」、「連携を強化」の3つの方向性に「果敢に挑む」ことに加え、「共感・共鳴から共働へ」の流れを更に進めます。

特に強化すべき取組

風評の払拭と風化の防止を図る上で、特に強化すべき7つの取組を定め、年度ごとの取組方針と取組実績を作成していきます。

<7つの分野>・県産品の販路回復・開拓・観光誘客の促進・教育旅行の回復

・国内外への正確な情報発信・「共感と応援の輪」の拡大・市町村との連携・国との連携

② あらゆる媒体を活用した戦略的な広報の実施

本県の現状や復興の進捗について、テレビ番組や新聞・広報誌等を通じて県内外の多くの方々に分かりやすく伝えました。

① インターネットを活用した情報発信 (令和2年3月31日時点)

- ・フェイスブック（「いいね！」数 約66,000件）・インスタグラム（フォロワー数 約12,000人）
- ・ツイッター（フォロワー数 約57,000人）・YouTube（再生回数 ⑧約8百万回、⑩約13百万回、①約7百万回）

② 国内外に向けた情報の発信

- ・復興の状況を伝える「ポータルサイト（ふくしま復興ステーション）」を多言語化

③ 復興の状況を伝えるテレビ番組等を制作し提供

- ・テレビ番組（FTV、FCT、KFB、TUF）、CM

④ 復興の状況等を地元紙・中央紙で分かりやすく特集

- ・県政特集（民報、民友）、随時広報（民報、民友、中央紙）

⑤ 復興に向けた取組等を広報誌を通じて発信

- ・「つながる ふくしま ゆめだより」、「ふくしままっぷ」
- ・「もっと 知って ふくしま！」（6秒PR動画）

1 復興の状況や復興に向けた取組等の効果的な情報発信

③ 復興・創生に向けた取組等の情報発信

新生ふくしま復興推進本部会議において復興の取組等に関する情報を発信するとともに、「ふくしま復興を考える県民シンポジウム」の開催のほか、県外イベントでの復興発信ブース出店や若手職員のプレゼンを行いました。

また、福島復興の要となる「福島復興再生特別措置法」について、法体系、基本方針及び関連施策、各計画及び優遇措置の内容について、積極的に情報発信しました。

① 復興の取組等の情報発信等

- ・新生ふくしま復興推進本部会議
- ・若手職員によるプレゼンテーション隊を結成し、「ふくしま大交流フェスタ」（東京都）で発表（併せて復興状況のブース出展）
- ・ふくしま復興を考える県民シンポジウム
- ・「ふくしま復興のあゆみ」及び「復興・再生のあゆみ」の発行
- ・復旧工事の進捗状況を発信する「事業概要の小冊子」等の発行・配布
- ・復旧・復興情報のパネル展示
- ・復興情報ポータルサイト「ふくしま復興ステーション」

② 福島復興再生特別措置法の制度の広報・普及

- ・特措法に関する県ホームページを県民に分かりやすい内容で広報
- ・特措法優遇税制手続き期限に関する広報
- ・特措法優遇税制に関する市町村への出前講座

2-(1) ターゲットを明確にした情報発信

① 観光や県産品の風評払拭に向けた情報発信

観光に係る風評払拭に向けて、県内観光地の放射線量や食の放射線物質検査体制等の正確な情報を国内外に発信するとともに、「絶景」「温泉」「食と日本酒」「歴史」をテーマに、本県の秋・冬観光の魅力を発信しました。また、海外に対しては対象国の特性を踏まえSNS等を活用した情報発信を実施しました。

また、県産品については、「日本橋ふくしま館」を活用した首都圏での魅力発信や海外でのプロモーション活動などを通じて、本県が誇る県産品の国内外における知名度向上、販路拡大に取り組みました。

- ・フェイスブック（フォロワー数 台湾71,350名、タイ209,711名、ベトナム98,943名）
- ・ダイヤモンドルート動画（再生回数 ㉙2,229万回、㉚約2,333万回、㉛約1,300万回）
- ・インフルエンサー招請（㉚台湾100名、タイ28名 ㉛台湾66名、タイ39名）
- ・教育旅行誘致キャラバンの実施
- ・「日本橋ふくしま館MIDETTE」を活用した情報発信
- ・「日本一の酒処ふくしま」発信事業（国内、海外）

（令和2年3月31日現在）

2-(2) 連携強化による情報発信

① 企業との共働

企業との連携を強化し、様々な手法で新たなコラボレーションを創出することで、「知るほどたのしい、ふくしま」をコンセプトに掲げた情報発信に取り組みました。

- ・コラボレーション企業数 13社

2-② 連携強化による情報発信

② 全国自治体との更なる連携

被災市町村における復興状況を全国自治体等の関係者に正しく理解し、人的支援の必要性を認識してもらうため、被災市町村の視察を実施しました。

- ・被災市町村復興状況視察事業（参加数 ②938団体・59名、③46団体・58名、①16団体・23名）

3 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報発信

① 県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信

■ 分かりやすく積極的な情報発信について、上記のほか「県民生活の安全・安心の確保等に向けた情報の発信」のため、以下の取組を継続して行いました。

- ① 福島県放射能測定マップの公開
 - ・空間線量率等の測定結果をホームページに掲載し情報発信しています。
- ② 農林水産物及び飲料水のモニタリング検査、米の全量全袋検査結果の公表
 - ・農林水産物の放射線モニタリング情報を県のホームページ及び県が運営する専用ＷＥＢ「福島県農林水産物・加工食品モニタリング情報」等で提供しています。
- ③ 説明会やシンポジウム、セミナー等の開催
 - ・県内の消費者を対象として食品中の放射性物質に関する正確な情報や知識を提供するため、学識経験者による説明や放射能簡易分析機器を用いた実演等を交えた説明会やシンポジウム等を開催したほか、甲状腺検査説明会や健康相談会を開催しています。
- ④ 学校給食モニタリング事業の結果の公表
 - ・希望する市町村等の学校給食に含まれる放射性物質の有無や量を細密に検査し、結果を県ホームページで提供しています。

取組の総括

■ 震災以降の全庁一体となった取組により、農林水産物の輸出量は過去最高を更新し、全国新酒鑑評会での金賞受賞数は7年連続日本一を獲得、観光客入込数は震災前の98.5%まで回復するなど様々な成果が現れている一方で、一部の農林水産物価格や教育旅行の宿泊者数等は震災前の水準まで達していないなど、風評・風化の問題は根強く、多くの課題が残されている状況にあります。

主な課題

◆ 風評・風化の問題は根強く、長期的な対策が不可欠

米や牛肉、果物などの県産農林水産物の価格や教育旅行の回復の遅れ、インバウンド宿泊者数は全国的な伸びに追いついていないなど多くの課題が残されており、本県のブランド力向上や信頼される産地・魅力ある観光コンテンツづくり等が必要となっています。

また、本県への関心や応援意向が徐々に低下してきており、国内外に最新の現状と魅力を発信するとともに、福島への認識をアップデートしていただくための対策が不可欠となっています。

今後の取組の方向性

風評払拭・風化防止に向けて粘り強い取組の継続が必要

根強い風評と時間の経過とともに進む風化の問題解決に向けては、今までの成果を生かした粘り強い取組の継続が重要で、次の取組方針により対策の強化を図ります。

①積極的なチャレンジの継続

(風評・風化の課題解決に向けて粘り強い継続的な挑戦と各部局の連携強化を徹底)

②「アップデート」と「ビジット」の更なる推進

(福島の最新情報の正確な発信や実際の訪問・体験を通じた理解促進)

③共感・共働による信頼関係の構築

(企業や諸外国等との信頼関係を築くための熱意を持った丁寧かつ的確な説明と発信)

《その他の取組》

1 業務効率化に向けた働き方改革

主な取組と実績

① 働き方改革の推進。

県職員の働き方や業務の進め方の見直しに向けた方策について、平成30年9月に福島県男女共同参画推進会議幹事会の下部組織として設置した「働き方改革プロジェクトチーム」において検討を進め、令和元年10月の男女共同参画推進会議において「福島県職員版『働き方改革基本方針』」を策定し、以下の取組を実施しました。

《令和元年度取組実績》

- | | |
|--------------------------|---|
| 【視点1】
職員の意識改革 | <ul style="list-style-type: none"> ○「働き方改革通信」発行 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月から「働き方改革通信（働き方改革TIME）」を4回発行。 |
| 【視点2】
業務の改善 | <ul style="list-style-type: none"> ○RPAの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・RPAを試行的に導入。庁内79業務の中から、より高い効果が見込まれる5業務（税務、統計調査等）を選定。令和元年12月から順次本番環境下での試行を開始し、効果検証までを実施。（業務処理時間の削減効果（5業務合計：▲6,647時間、削減率▲83%） ○AIの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年1月から議事録作成支援システムの全庁での利用を開始。 ・同年2月から認識精度確保のためシステム用マイクセット（7セット）を本庁・基幹合庁に配置し、グループウェア上で予約登録も開始。 ○モバイルワークの導入 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月からモバイルワークの試行を開始（タブレット端末（3台）を貸出）。 ○事務の共有化・ルール化 <ul style="list-style-type: none"> ・「予算資料作成のポイント」や「会計事務に係る共通業務一覧」を作成して全庁に通知したほか、グループウェア上で相互利用可能公用車の空き状況の確認や予約ができる仕組みを構築。 |
| 【視点3】
柔軟な働き方 | <ul style="list-style-type: none"> ○在宅勤務の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月から在宅勤務の試行を開始（在宅勤務用PC（5台）を貸出）。 ○サテライトオフィスの設置 <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年2月からサテライトオフィスの試行を開始（県庁西庁舎11階、PC（3台）） ○時差出勤の試行 <ul style="list-style-type: none"> ・6月から9月にかけて、勤務時間を前倒しし早めに退庁する朝型勤務（ゆう活）と勤務時間の後ろ倒し（あさ活）を組み合わせた「夏の時差出勤」の試行を継続実施。 <p>※令和元年度から新たに6月を実施期間に追加したほか、4つの勤務時間を新設（下線部）。</p> <p>(1)7時～15時45分、(2)7時30分～16時15分、(3)8時～16時45分、(4)9時～17時45分、
 (5)9時30分～18時15分、(6)10時～18時45分、(7)10時30分～19時15分、(8)11時～19時45分</p> |

■ 平成30年6月に働き方改革関連法案が成立し、時間外労働の上限規制をはじめ働き方の見直しが急務となったことから、平成30年9月にワークスタイル変革チームと業務改革チームの二つのプロジェクトチームを設置し、令和元年10月に職員の意識改革、業務の改善及び柔軟な働き方の三つの視点を基本とした基本方針を決定しました。

また、当該基本方針に基づき、働き方改革通信（働き方改革TIME）の発行やRPA・AIなどを活用した業務の効率化・省力化、業務の共有化・ルール化、在宅勤務などのテレワーク、夏季期間の時差出勤などに取り組みました。

◆復興・地方創生業務の増加と新たな行政ニーズへの対応

今後、長期間にわたることが見込まれる復興・地方創生をさらに進めていくと同時に、震災以降の急激な人口減少等によって新たに生じる行政への多様なニーズに対応するためには、限りある「人財」が最大限能力を発揮し、創意工夫して業務に臨まなければなりません。

そのためには、長時間勤務の改善と業務や執務環境の見直しを進め、職員が安心して効率的に業務に臨める環境を整備する必要があります。

職員の働き方改革のさらなる推進

働き方に関する職員一人一人の意識の見直しを図るとともに、効率的に業務に臨める環境をハードとソフトの両面から整備します。

育児や介護など職員それぞれの事情に応じた働き方を実現するため、働く場所や働く時間の多様化を図ります。

復興に関わりたいと思っている方が働きたいと思えるような、ワーク・ライフ・バランスを実現できる魅力的な職場環境の整備を図ります。

2 継続的な行財政改革への取組



① 公社等外郭団体の見直し

県行政の補完的役割を担う公社等外郭団体が、震災や原子力発電所事故下に置かれた社会・経済環境にあって、県民の多様なニーズに更に対応したサービスを提供できるよう、公社等外郭団体への関与等に関する指針（H16.10策定）に基づき、公社等本来の主体的、自立的な経営を促進する視点から前年度の実績に対する点検評価を行いました。

② 企業局事業見直し、病院局事業見直し

企業局事業見直しについて、企業局事業見直し実行計画（H22～R4）に基づき、数値目標に対する実績を毎年度確認し、地域開発事業に係る未分譲地の早期分譲や工業用水道事業に係る経営基盤の安定等への対応を分析評価しました。

病院局事業の見直しについて、平成16年度の公営企業会計の全面適用以降、県立病院改革プラン等に基づき不断の見直しを行っています。また、震災からの復興・再生を支える安心な医療を提供するため、双葉郡内に「ふたば医療センター附属病院」及び「ふたば医療センター附属ふたば復興診療所」を開院しました。

- 公社等外郭団体の見直しなど個別の行財政改革の課題について、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、進行管理を行いながら継続的に取り組みました。

◆ 継続した行財政改革の取組の重要性

復興・創生に重点を置き、柔軟な行財政運営を推進する中でも、個別の課題については、簡素で効率的な行財政運営を目指し、取組みを進める必要があります。

行財政改革の継続した取組

公社等外郭団体の見直し、企業局事業の見直し、県立病院の見直し、ファシリティマネジメント等の個別の行財政改革の課題については、今後とも、それぞれの計画の中で目標や期間を明確にし、適切な進行管理の下、継続的に取り組みます。